

## 米国の研究開発費会計における諸課題の探究：会計 監督当局の対応を通じて

宮原，裕一

<https://doi.org/10.15017/3000375>

---

出版情報：経済論究. 122, pp.51-67, 2005-07-25. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 米国の研究開発費会計における諸課題の探究

—会計監督当局の対応を通じて—

宮 原 裕 一

## 目次

- I はじめに
- II 1900年～1930年代前半
- III 1930年代後半～1950年代
- IV 1960年代～ARS14
- V 現行の会計基準
- VI 会計基準公表後
- VII おわりに

## I はじめに

研究開発費の会計処理は、理論純粋的には資産性が認められるものに限定して資産化（繰延資産化・無形資産化等）することが適切であるという主張（例えば、Bierman=Dukes[1975], p.117; Blair=Wallman [2001], p.18参照）が、例えば米国会計学会（American Accounting Association）の報告書について1936年の最初の報告書まで遡ってみても現在まで一貫していることを筆者は既に指摘した（拙稿[2005]参照）。

しかしながら、実務における実践上の問題という点、すなわち実務の追認という点から研究開発費の全額即時費用化が支持され、基準化にまで至っているケースがある。

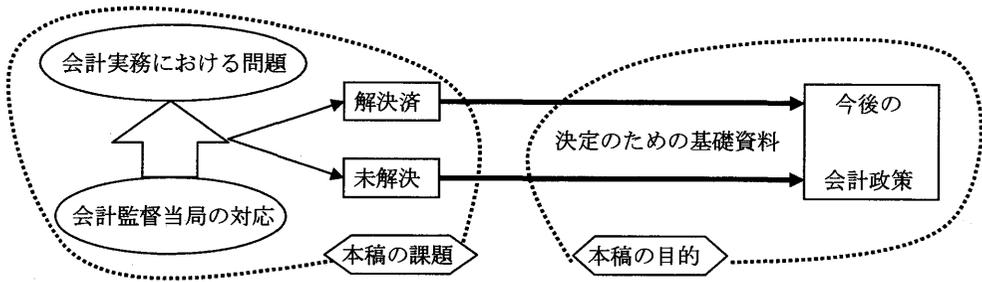
例えば、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）公表の財務会計基準書第2号（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS2）では全額即時費用化法を採用しているが、これは当時の実務を追認したものであることを大塚（[2004], 33頁）は指摘している。しかし、そもそも実務

は一致していたのか。会計監督当局（accounting authorities）は如何なる意図で当時の実務を追認したのか。この疑問の解答を得ない限り、会計監督当局が理論的な見解を排除してまで実務の追認に拘ったかを窺知できない。

この解答は先行研究に依る限り（例えば、Horwitz=Kolodny[1982]；小野[1988]など）、SFAS2は当時の大会社の実務を追認したものであると同時に、小会社への強制でもあると看做されるとの指摘が得られる。それゆえ当時の実務は少なくとも一致していたとはいえず、結果として会計監督当局は会計政策に影響を与える大会社に沿った会計基準を作成した意図が看取できる。

しかしながら、最近になって研究開発費会計に関する国際的な収斂化へのプレッシャー<sup>1)</sup>が強まったことで、SFAS2のような偏向的な会計基準の持続可能性は低くなったと考えられる。それゆえ、実務における実践上の問題を認識し、そのような問題に会計監督当局が如何に取り組んで解決し、また未解決となって今後解決していく必要があるかを明らかにすることで、収斂化過程の中で今後予想される会計監督当局による会計政策の決定過程に、本稿の検討が基礎資料の1つとなることを目的とする。検討対象として、研究開発に関する実務が最も長期に渡るといふ点で、米国の会計実務・会計監督当局を扱う。また、19世紀以前に公表された会計に関する文献においては、研究開発費会計に関連する主だった論及がないので（Gellein=New-

図表 1 本稿の課題と目的



man [1973], p.10), 1900年以降の考察に絞る。なお、本稿の課題と目的を図表 1 に整理している。

以下での議論は次のような手順で進める。II では1900年～1930年代前半, IIIでは1930年代後半～1950年代, IVでは1960年代～ARS14, Vでは現行の会計基準, VIでは会計基準公表後における実務と会計監督当局の対応を考察する。最後に、本稿の総括・研究課題について触れる。

## II 1900年～1930年代前半

本章では、政府系機関から会計専門家による基準設定の環境に至るまでの時期を考察する。

### 1. 会計実務

20世紀前半（少なくとも1930年代前半まで）における会社内研究は、今日のような高品質の科学的・技術的な知識の応用というよりむしろ、基礎的である実験的な研究が大勢を占めていた (Gellein=Newman[1973], p.9)。例えば一部の会社、すなわち1900年に米国で最も早く会社の研究所を創設したGeneral Electric社, 1902年にEastern研究所を創設したdu Pont社などにおいても、現在での基礎研究の一部に該当する実験に専念していた<sup>2)</sup>。それゆえ、研究開発費の一部分を構成する実験費についての会計問題

に焦点が当てられていた。なお、当時の実験費の重要性は乏しかった (Ibid., p.11)。

このような実験費会計というべき会計領域に学問的貢献を果たしたのが、Hatfield [1909]・Paton=Stevenson [1918] である<sup>3)</sup>。特に、前者は研究開発費会計に関する学問上の嚆矢として位置づけることができることから、これのみることで当時の実務を考察する。

Hatfield ([1909], p.77) では、「新発明を求めて実験を行う際に発生する支出に関して問題が生じている」と述べられているように、20世紀初頭に既に実務上での問題が発生している。具体的には、自社のために働く条件で発明家を雇用して行う実験への支出を、一般費 (general expense) の一部として処理するか将来の原価 (prospective cost) の一部として計算するかの決定に困難を伴うというものである。

このような会計処理の自由裁量という問題が発生する原因とは如何なるものかについて Hatfield ([1909], p.77) では、「特許権に対して支払われる金額と同様に」という表現を使用しているように、外部の発明家から取得した発明 (secured invention) の原価は特許権として (計上されることにより) 将来の原価の一部として構成されるのに対して、自社のために働く条件で発明家を雇用した場合における実験への支出は、特許権に対して支払われる金額と同様

図表2 1900年～1930年代前半までの概況

会計実務における問題	支出の実態	会計監督当局の対応	解決された問題	残された課題
<p style="text-align: center;">実験支出</p> <p>資産 ← 特許権と同じように処理すべき                      ↓                      無制限な会計処理の自由裁量</p> <p style="text-align: center;">→ 費用                      一般費の一部として処理すべき</p>	重要性の乏しい支出	処理の適否 ↓ 監査人の判断に委ねる	重要性の乏しい支出 ↓ 会計政策上問題はない	重要性の高い支出 ↓ 示唆は殆どない

に取得した発明の原価といえるかに関して決定が困難であることが、実務上の問題の発生原因であると捕捉されている。

さて、この問題に対して会社がいずれの会計処理を望んでいたかは明らかでないが、重要なことは当時「実験費」が繰延されていたということである (Gellein=Newman [1973], p.11)。すなわち、実験への支出が繰延という形で、その支出額と同額の金額で資産計上する会計処理を実際に会社が行っていたということである。

## 2. 会計監督当局の対応

前節でみたように、実務においては会計処理の自由裁量が無制限に認められるという問題が生じていたが、これに対し会計監督当局が如何に対応していたかをみる。

ここでGellein=Newman ([1973], p.11) は、1930年代前半以前の会計監督当局として、連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board: FRB) を取り上げている。当時、会計専門家によって基準が設定されておらず、また実際のところFRB以外の監督機関は、企業統制の一形態としての独立監査に要求を行うことには消極的であったことから (Previts=Merino [1979], 邦訳, 217頁)、FRBを当時の会計監督当局と看做して考察を進める。

1917年にFRBは、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) および米国公認会計士協

会 (American Institute of Accountants: AIA) との協議後、「貸借対照表の作成として公正妥当と認められた方法 (Approved Method for the Preparation of Balance Sheet Statements)」として「統一会計 (Uniform Accounts)」を支持し、公表した<sup>4)</sup>。これは、当時の公正妥当と認められた監査手続を示した監査手続書 (加藤 [1994], 27頁) に過ぎないが、少なくとも会計監督当局の思惑を窺知できる。

「貸借対照表におけるこの項目 (繰延資産—引用者) には…実験費等が含まれる。繰延借記の正確性の確認後、監査人は繰延資産が将来の会計期間に渡り適切に繰越されることを検証すべきである。」<sup>5)</sup>

すなわち、実験費の資産計上の適否は監査人に委ねることとした。すなわち、会社の無制限な自由裁量による会計処理を監査人が適正と判断すれば、会計監督当局はこれを問題視しないという構図が構築された<sup>6)</sup>。

## 3. 小括 (図表2)

研究開発 (実験) の重要性が乏しい限りは、例え実務において無制限な自由裁量による会計処理が行われたとしても、監査人が適正と判断する限り、会計監督当局は問題視しないという構図が構築されている。すなわち、研究開発 (実

験)の重要性が乏しい場合は、監査人の判断に委ねるのみで、会計基準作成上何も問題がないことが、1930年代前半までに確認された。これは、研究開発費(実験費)の重要性が乏しいことから財務諸表への影響が軽微である以上、特段の処置を講じる必要がないことに起因しているともいえよう。

ただし、重要性の高い研究開発に関する示唆は殆ど得られないという課題も残された。

### III 1930年代後半～1950年代

本章では、研究開発支出の会計処理が米国で本格的に問題となり始め、研究が増加し始める時期を考察する。

#### 1. 会計実務

1930年代後半には、研究開発を行う研究所数あるいは研究開発費額などが急激に増大した(Gellein=Newman [1973], pp.12-13)。これを受け、実務において次のような問題が生じた。すなわち、①不確実性の拡大、②税務上の恩恵、③保守主義の強調である。以下では、これらの問題についてみる。

##### (1) 不確実性の拡大

研究開発支出の増加の一方で、そこから得られる成功が確実視できなくなったことで、研究開発に対する不確実性(uncertainty)が拡大し、会社が研究開発費の繰延を躊躇するという問題が生じた(*Ibid.*, p.18)。すなわち、仮に繰延時点では将来便益獲得能力が高いと判断されたとしても、将来の不確実性の高きゆえに、特に耐用年数を如何に見積り<sup>7)</sup>、繰延した研究開発費を如何に期間配分するか<sup>8)</sup>の決定が困難なため、繰延自体に抵抗感が生まれるという問題が一部で生じた。

ただし、ここでの研究開発に対する不確実性についてマイナス面のみを強調して良いのか。すなわち、不確実性=リスク(risk)と捉えれば、研究開発に対する不確実性とは研究開発のキャッシュ・フローの変動性を意味することから、研究開発のプラスの面も包含される。それゆえ、研究開発に対する不確実性が研究開発費全ての繰延否認へと短絡的に繋がらない。

米国原価会計士協会(National Association of Cost Accountants: NACA)では研究開発費の会計処理に関する会社への質問を行っているが、そのNACA([1939], p.895)の調査において、106社<sup>9)</sup>への郵便による質問書の回答から次のような結論を得ている。

「研究開発支出を資産化することに対し、非常に強い抵抗が存在しているとの印象を受けた。」

このような印象をNACAが受けたように、研究開発支出の資産化に抵抗する会社が1930年代後半以降、研究開発に対する不確実性により、多く存在し始めたことがわかる。

他方で、NACA([1955], p.1419)の35社への実地訪問による調査によると、通常は小規模な研究開発活動しか行えない会社および新設会社(newly organized company)が次のように会計処理しているとの結論を得ている。

1. 比較的小規模で循環的に発生する研究開発費は当期に償却する。
2. 特殊な新製品を開発する目的で、かなりの支出を要する巨大プロジェクトが着手されることがあるが、その支出は新製品販売開始時まで繰延され、経営管理者の決定した期間に渡って償却される。

3. 繰延の理由は、期間利益の非歪曲である。

すなわち、通常は小規模な研究開発活動しか行えない会社および新設会社のように、相対的に小規模な会社では、会社の巨大プロジェクトは経営の根幹を左右するという点でその収支は突出し、期間利益を歪曲する。それゆえ、比較的大規模な会社側の見解である「研究開発支出の全額即時費用化という実務が、持続的に適用されれば、プロジェクトごとの収支の不一致という誤謬は解消していく (*Ibid.*, p.1417).」という想定を相対的に小規模な会社側では是認できないので、繰延という実務が最も実践的であるということができる。

ただし他方で、循環的に発生する研究開発費に関しては比較的大規模な会社側の想定を是認でき、全額即時費用化という実務が最も実践的であるということができる。

以上より、不確実性の拡大という観点からの実務上の問題は、大会社の費用化vs.小会社の資産化という二層分化である。ただしこの分化現象は結果に過ぎない。すなわち問題の根底は、償却方法（資産認識規準）の自由裁量である。すなわち、大会社は研究開発が不確実であるという理由のみで研究開発支出全額を即時償却し、小会社は資産計上した研究開発費を経営管理者の決定した任意の期間で償却している。それゆえ、いずれも都合良く償却が利用されるという問題が実務上で生じている。

ただし、循環的に発生する研究開発費に関してはこの問題は解決している。すなわち、全額即時費用化することが実践的であるとの見解で実務上は一致したのである。

## (2) 税務上の恩恵

1954年に、内国歳入法 (Revenue Act) 第174節で研究開発費の全額損金算入を認めたこと

が、本来は何ら影響を受けるべきでない会計実務に全額即時費用化を行わせる決定的要因となった (Gellein=Newman [1973], p.20)。

これを裏付ける調査の1つとして、例えばOrton=Bradish ([1969], p.33)がある。調査の結果、会計実務上で全額即時費用化を支持する理由の第2位が「税法の許容」であり、税法が会計実務に大きなインパクトを与えている<sup>9)</sup> 事実が明らかにされた。このように、税務上の処理（全額損金算入）と会計実務の処理（全額即時費用化）との連動を窺知できる。

さて、多くの税務上の処理において研究開発費の全額損金算入が推進される理由であるが、これは特に、1930年代後半以降に増加した研究開発費を全額損金算入することが、益金と相殺することで多額の節税効果を生むということである。しかし、この効果を獲得するのは比較的大規模な会社側であって、相殺する益金が僅少である相対的に小規模な会社側は、繰延資産化が後の益金と相殺可能という点で恩恵となる。

このように、税務上の恩恵という観点からも、償却方法の自由裁量が容認されていることから大会社は費用化を支持する一方で、小会社は資産化を支持するという二層分化がみられる。

## (3) 保守主義の強調

1950年代は、保守的な会計が多くで取り入れられていた (Miller *et al.* [1994], p.117) ことから、第1項・第2項での問題を助長している。NACA ([1955], p.1417) の調査でも、多くの会社の回答から次のような結論を得ている。

「税率が変動するかもしれない時に、ある将来の年度に繰越するよりも、当期にそれらを償却の方が保守的であると考える。……研究プロジェクトごとの成果が予測しえないなら、会社の財務管理者は保守的な

方針をとって、研究コストを資産化するのを避けることを好む。」

すなわち、多くの会社においては「保守的な会計＝全額即時費用化」であり、資産化を回避することを望んでいることがわかる。さらに、Orton＝Bradish ([1969], p.33) の調査においても、実務で全額即時費用化を支持する理由の68%を占めるのが「保守的な会計であること」という結果が示された。このように、第1項と関連づけるなら研究開発に対する(マイナスの)不確実性に備え、第2項と関連づけるなら節税効果が税率の変更等により薄まることを避けるために保守的な会計を好むといえる。

ただし、上記の調査では「保守的な会計＝全額即時費用化」という結果であるが、この等式は恒等式ではない。すなわち保守的な会計とは「企業に不利な影響を与える可能性がある場合に備え、適当に健全な処理を要求するものである」(伊藤 [2003], 74頁) ことから、資金調達のために利益の獲得を要する会社(多くは相対的に小規模な会社)での保守的な会計処理とは、可能な限り費用計上を先送りすることである。

それゆえ、多くの状況が保守的な会計＝全額即時費用化(即時償却)である大会社は費用化を支持する一方で、小会社は資金調達等の観点から資産化(償却時期の延期)を支持するという二層分化がみられるであろう。

#### (4) 本節の総括

以上より、大会社の費用化vs.小会社の資産化という二層分化の問題が存在することがみてとれた。しかし、これは償却方法の自由裁量が根底にある問題であるといえる。他方で、循環的に発生する研究開発費は全額即時費用化が実践的との見解で一致し、一部で問題解決となった。

## 2. 会計監督当局の対応

前節でみたように、大会社の費用化vs.小会社の資産化という二層分化の問題の根底にある償却の自由裁量という問題に対して、会計監督当局が如何に対応していたかをみる。

1933年に証券法 (Securities Act) が、1934年に証券取引法 (Securities Exchange Act) が成立した。これら証券関連法は、証券取引法により設置された証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) に、財務諸表の作成にあたり準拠すべきルールを規定して監督する権限を付与するものである(加藤 [1994], 15頁)。このため、これ以降現在に至るまで形式上、SECが会計監督当局となる。またSECは、適正なルールの規定を決定する権限を民間の会計専門家に委譲する方法をとり、この方法を1938年に会計連続通牒 (Accounting Series Release: ASR) 第4号において公表した(Horwitz＝Kolodny [1982], p.11)。これにより、SECから適正なルールの規定を決定する権限を譲り受けた基準設定主体である民間の会計専門家が、特に権威の増したFASB以降では会計監督当局として実質上機能していたといえよう。確かに、権限を持つ会計専門家は基準設定主体に過ぎず、SECが監督機関であることは言うまでもない。しかし、一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles: GAAP) である基準設定主体による会計原則に従わない財務諸表に対して、会計監査人は基本的に適正意見を表明できないように、上記会計専門家は間接的かつ実質的に監督する地位にあったといえよう。さらに企業会計の分野では、他の機関による法的拘束力を有して規定は存在してこなかった。実際、証券関連法成立から2002年の企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) まで企業会計に関連する法制定が皆無で

図表3 1930年代後半～1950年代の概況

会計実務における問題	解決された問題 (実務)	会計監督当局の対応	残された課題
<p style="text-align: center;">研究開発支出</p> <p>[大会社] 費用 ←      → [小会社] 資産</p> <p style="text-align: center;">無制限な償却の自由裁量</p>	<p>循環的発生研究開発費 ↓ 即時費用化</p>	<p>—</p>	<p>問題未解決</p>

あるなどの状況がみられた。そこで以降では、SECより上記の権限を譲り受けた基準設定主体である会計専門家を便宜上会計監督当局と見做して考察を進める。

ASR第4号に定める形で、1938年にAIAの一機構として会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure: CAP) が設立された<sup>10)</sup>。これにより、CAPの会計規定に法的拘束力が形の上では付与されることとなった。

CAPは1939年9月以降より順次、会計調査広報 (Accounting Research Bulletins: ARB) シリーズにおいて研究結果の公表を続けた (Sanders [1945], p.112)。しかしながらCAPにおいては、ARB第24号の冒頭にあるように、研究・実験に関する会計問題を扱わない旨が宣言された (CAP [1944])。なお、1959年にCAPは会計原則審議会 (Accounting Principles Board: APB) へと移管された。

以上みてきたように、会計監督当局は実務の問題に対応できないまま、1960年代へと移る。

### 3. 小括 (図表3)

実務上の問題は大会社の費用化vs.小会社の資産化という二層分化の問題の根底にある償却の自由裁量であったが、会計監督当局は何ら対応ができないまま、問題は未解決となった。

なお実務限定ではあるが、循環的に発生する研究開発費は全額即時費用化が実践的との見解で一致した。

## IV 1960年代～ARS14

本章では、研究開発費会計が米国で本格的に問題となった時期から、現行の会計基準であるSFAS2より前までの時期 (ARS14公表までの時期) を考察する。

### 1. 会計実務

1930年代後半～1950年代の実務においては、大会社の費用化vs.小会社の資産化という状況が生まれていったが、1960年代～ARS14も同様である。ただし、小会社の実態や大会社の見解等の調査がみられるようになった。

Gellein=Newman [1973] では、AIA改組後の米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) の会計調査研究部 (Accounting Research Division) による研究開発費の会計実務調査を付録として収録している。この調査では、研究開発に多額を費やしている主要会社300社、1965年以前の25年間に開業した研究志向型会社100社に対して1965年に郵便による質問書の調査を行い<sup>11)</sup>、次のような結果を得た。

「唯一の事業が単一の重要な開発計画から成っている可能性のある開業準備前の会社 (development stage company) は、全ての研究開発費を繰り延べることもある。他方、事業の確立した会社は当期費用とし

て認識する。」(Ibid., p.61)

すなわち、開業準備前の会社<sup>12)</sup>は全ての研究開発費を繰り延べることさえある一方で、事業の確立した会社は研究開発費を当期の費用として認識しているとの結果が得られた。

Horwitz=Kolodny ([1982], p.164) では、1970年から1975年の間のうち少なくとも3年間、研究開発集中度(研究開発費÷売上高)が1%以上である等の条件<sup>13)</sup>をつけた上で、研究開発費を繰り延べていた会社を40社抽出し、他方で研究開発費を即時費用化していた会社を50社<sup>14)</sup>抽出した。さらに、データの対象期間として1968年～1975年を利用した。そこから得られた結論は次の通りである。

「即時費用化法採用の会社と比較すると……繰延していた企業は、小規模・未成熟・薄利で、負債依存度・外部資金依存度・研究[開発]集中度が高かった。」(Ibid., p.170)

すなわち、繰延資産化する会社の実態は、小規模・未成熟・薄利で、負債依存度・外部資金依存度・研究開発集中度が高いというものであることが明らかにされた。

このように、開業準備前の企業を含む相対的に小規模な会社においては研究開発費の繰延が採用されていたケースが多く、事業の確立した大会社は当期費用とするという結果が得られたことから、前述したように1930年代後半～1950年代の実務と変化はない。

ただし大会社においても「経常的な研究開発費は即時費用化し、特別のプロジェクト(商業的に成功の見込みが高く金額的に重要性のあるプロジェクト—引用者)は繰延処理が妥当である」という見解を約45%が支持している

(Ibid., p.105) ことから、大会社が研究開発費の全額即時費用化を妥当性のあるものとして推進していたとは一概にいえぬ。

## 2. 会計監督当局の対応

前節でみたように、大会社の費用化vs.小会社の資産化という二層分化の状況に変化はないということから、問題の根底にある償却の自由裁量に対し、会計監督当局が如何に対応していたかについて次に見る。

小会社の資産化という実例の1つにGeneral Dynamics社の子会社で民間機製造に携わっていたConvairがあり、1960年代初頭までに多額の研究開発費を資産化していたが、親会社の民間機製造撤退を受けてそれまで貸借対照表に計上してきた巨額の研究開発費を単年度償却という形で費用計上した(Miller *et al.* [1994], p.117)。このようなビッグ・バス<sup>15)</sup>による単年度償却が会計の歴史において類を見ない金額であったことが、APBにおける研究開発費会計の研究の推進力となった(Ibid.)。

前述したように、多くの小会社では資産計上した研究開発費を経営者の自由裁量で償却していた。それゆえ、このようなビッグ・バスも予想可能であったが、このイベントが発生したことで初めて会計監督当局が基準化への研究を開始するに至ったのである。以下では、これに端を発するAPBの活動をみる。

APBは1960年代初頭より研究開発費会計の研究を開始したものの(Ibid.)、会計審議会意見書(APB Opinions)第17号の「意見書の範囲と影響」にあるように、結果として研究開発費の繰延に関する問題を意見書の範囲外とした(APB [1970a], par.6)。しかし、APBは1973年に自らがスポンサーとなり、研究開発費会計を取り扱う会計研究叢書第14号(Accounting

図表4 1960年代～ARS14の概況

会計実務における問題	会計監督当局の対応	残された課題
<p style="text-align: center;">研究開発支出</p> <p style="text-align: center;">[大会社] ← 費用      [小会社] ← 資産</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">無制限な償却の自由裁量</p>	<p style="text-align: center;">ARS14</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">問題解決への勧告</p>	<p style="text-align: center;">基準化されず 問題未解決</p>

Research Study No.14: ARS14) の発行へと導いた (Miller *et al.*[1994], p.117)。なお、本書における記述を次のように整理している。

1. 研究開発計画を次のとおり4つに分類する (Gellein=Newman, p.43)。

- ①継続的研究 (Continuing research)<sup>16)</sup>
- ②重要な開発プロジェクト (Substantial development projects)<sup>17)</sup>
- ③新製品開発部門 (New-product development divisions)<sup>18)</sup>
- ④開業準備前の会社

2. 研究開発計画のうち、継続的研究・重要な開発プロジェクトを検討対象とする<sup>19)</sup>。

3. 継続的研究は、繰延され、予想される便益の生じる期間に渡り組織的・合理的にコスト配分することが理論的に正しいが……発生時に費用として認識すべきである。この結論は最も実践的である。(Ibid., p.68)

4. 重要な開発プロジェクトは、継続的研究と比べ、支出額・支出規模・研究開発者の数・商業的な成功可能性が大きく、収益との関連は密接である (Ibid., p.50)。そこで、規準 (criteria)<sup>20)</sup>を設け、規準を満たす限りにおいて重要な開発プロジェクトのコストは繰延する (Ibid., pp.70-71)。

すなわち、継続的研究には理論的には資産化が望まれつつも、実践的理由から費用化を支持

している。これは、実務における「循環的に発生する研究開発費は全額即時費用化が実践的」との見解と一致する。それゆえ、実務の見解に則した勧告といえる。次に、大会社の費用化vs.小会社の資産化という二層分化の問題であるが、折衷案という解決策を採っている。すなわち、支出額・支出規模・研究開発者の数・商業的な成功可能性が大きく、収益との関連性が密接であると想定される重要な開発プロジェクトの支出を、一定の規準を満たす限り繰延するように勧告している。これは、小会社が「特殊な新製品の開発目的で、かなりの支出を要する巨大プロジェクトでは繰延する」という実務に限定のだが則している。前述したように、大会社でも45%が支持しているため、繰延に強い抵抗を感じる大会社にも受入可能といえる。

ただしARS14は1つの勧告に過ぎないため、1930年代後半～1950年代と同様、問題は未解決のままである。

### 3. 小括 (図表4)

1930年代後半～1950年代と同様、1960年代～ARS14においても償却の自由裁量に基づく大会社の費用化vs.小会社の資産化という問題は未解決のままである。しかし会計監督当局は問題への取組を開始し、ARS14では実務の見解・問題を取り入れ、問題解決となる勧告を行った。それゆえ、1973年にAPBが改組された後のFASBに取り入れられるかにみえた。

図表5 DM・EDに対する会社の反応

単位：会社数

DMに対する反応				EDに対する反応		
即時費用 化支持	繰延 支持	その 他	計	即時費用化 賛成・容認	即時費用 化反対	計
11	18	6	35	71	42	113

出典) 小野 [1988], 148頁に基づき作成。

## V 現行の会計基準

### 1. DM・EDの反応

FASBはSFAS2を成立させるまでに、討議資料 (Discussion Memorandum: DM) ・公開草案 (Exposure Draft: ED) を発行している。そこで、DM・EDに対する会社の反応を図表5に示している。まずDMに対する反応であるが、これまでにみた研究では多くの会社で即時費用化を支持するという結果が示されていたものの、図表が示すように繰延支持が多いという結果が出ている。また、EDに対する反応であるが、図表が示すように即時費用化に対して積極的に反対する会社が37%を占めており、即時費用化が積極的に支持されているとの証拠は得られない。さらに小野 ([1988], 148-149頁) では、即時費用化に賛成・容認する会社と反対する会社を比較し、反対する会社は相対的に小規模(売上高・総資産ともに相対的に小規模) であることが示されている。

このように、これまでみてきた様に大会社の費用化vs.小会社の資産化という状況が公的調査によっても示された。さらに、大会社が研究開発費の全額即時費用化を推進しているとの証拠はなく、推進しているかは一概にいえないことも公的調査によって示された。

### 2. 会計監督当局の対応

1973年にAPBがFASBへと改組され、FASBはAPBの活動のフォロー・アップとして研究開発費会計を最初の審議に組み入れた<sup>21)</sup> (Miller *et al.* [1994], p.117)。前述したように、APBがスポンサーとなったARS14が、フォロー・アップという性質上そのままFASBの基準に取り入れられるかにも見たが、1974年10月にFASBがSFAS2「研究開発費会計 (Accounting for Research and Development Costs)」として公表した現行の基準書では、内容的に異なった方法を基準化した。ここで内容を見る前に、APBステートメント第4号の内容を一部で取り入れていることから、これについて予めみておく。そこで、同号における記述を次のように整理している。

収益から控除される費用を認識するための基礎を明確にする普遍的費用認識の原則として、次の3原則がある (APB [1970b], par.156)。

#### 1. 「原因と効果の関連づけ」の原則

ある原価が特定の収益と直接的な関連性を有する場合、収益の認識に付帯して費用を認識する原則である (*Ibid.*, par.157)。

#### 2. 「組織的にして合理的な配分」の原則

ある資産が数期間に渡り効用をもたらす場合、資産の原価は原因と効果の直接的関連がない限り、組織的にして合理的な配分により期間配分される原則である (*Ibid.*, par.159)。

### 3. 「即時的認識」の原則

①当期発生原価が未来用役を何ら提供しない、②過年度資産の原価がもはや用役を提供しない、③他の原則に依っても何ら有益でない、これら①から③の場合、ある原価は当期の費用とする原則である (*Ibid.*, par.160)。

すなわち、研究開発支出が発生時に収益から控除される費用として即時に認識される場合とは、①当期発生原価が未来用役を何ら提供しない、②「原因と効果の関連づけ」の原則・「組織的にして合理的な配分」の原則に依っても何ら有益でない時である。

このようなAPBステートメント第4号の内容を一部で取り入れたSFAS2では、次のような記述がある。

1. 研究開発費は、全て発生したときに費用化しなければならない。(FASB[1974], par.12)
2. 基準書の規定は重要性のない項目に適用する必要はない (*Ibid.*, Standards of Financial Accounting and Reporting's note).
3. 原価と収益を関連づける直接的・間接的な基準が一般に存在しないので [APBステートメント第4号での] 「原因と効果の関連づけ」および「組織的にして合理的な配分」は研究開発費の費用認識上、適用できないと信じる。つまり、対応の概念は研究開発費に適用できない。原価発生時に未来用役が一般に欠如しているという明らかな事実が、「即時的認識」が適用される必要性を示唆している。 (*Ibid.*, pars.48-49)
4. 1975年1月1日以降に開始する事業年度より強制適用とする (*Ibid.*, par.15)。

すなわち、次の2点を挙げることができる。

①全ての研究開発費の即時費用化が基準化されたこと、②重要性のない研究開発費の会計処理は基準の範囲外とすることである。②は1900年～1930年代前半において解決された事項を踏襲していると考えられる。他方、①はARS14で勧告した問題解決のための方法と異なる会計処理が要求されている。ただし、1975年2月にFASB解釈指針 (Interpretation) 第5号が「GAAPへの準拠を目的としない開業準備前の会社に関する基準が検討中のため、SFAS2を適用しなくてよい」(FASB [1975a], par.7) との指針を早急に示したことから、開業準備前の会社の問題はSFAS2では除外される。

しかし、同年6月、FASBはSFAS7として「開業準備前の会社による会計および報告 (Accounting and Reporting by Development Stage Enterprises)」を公表し、FASB解釈指針第5号を廃止したうえで (FASB [1975b], par.6), GAAP (SFAS2) に準拠して会計・報告を行うように規定し (*Ibid.*, par.10), 1976年1月1日以降に開始する事業年度より強制適用とした (*Ibid.*, par.14)。これにより、開業準備前の会社にも問題が及ぶこととなった。

このように、大会社の実務を追認したものであり、大会社に沿った会計基準を作成した意図が看取できる。それゆえ、(小会社の)実務を反映した会計基準であるとは言い難い。ただし、実務が対象とする研究開発費を即時費用化することが妥当な可能性もある。SFAS2で採用された実証研究 (Johnson [1967]) では、相関係数は統計的に有意でないが、即時費用化が最も利益との相関関係を有することを示している。すなわち、全額即時費用化が会計情報の投資意思決定有用性を高めることを示す (八重倉[2004], 141頁)。それゆえ実務の反映とは言い難いが、即時費用化することは妥当であることが示され

図表6 現行の会計基準の概況

会計実務における問題	会計監督当局の対応	解決された問題	残された課題
<p>研究開発支出                  [大会社]費用                  [小会社]資産                  大会社の実務を採用</p>	即時費用化を規定	循環的発生研究開発費 ↓ 即時費用化	即時費用化の適否を問う基礎がない

ている。しかし、このような実証研究は現在にまで期間を拡張したとしても限定的である（前掲稿）。それゆえSFAS2は、当時の実務を反映しているとは言い難く、妥当であるとする実証研究も限定的である。しかし、当時は実証研究の数が乏しい等の理由で、即時費用化の適否を論じる基礎がないことが課題である。

### 3. 小括（図表6）

SFAS2により実務で共通理解となっていた循環的に発生する研究開発費の全額即時費用化が会計監督当局においても共通理解となったことで、この点は会計基準作成上何も問題がないことが確立された。他方で、全額即時費用化には問題がみえるものの、この適否を論じる基礎がないことが課題である。

## VI 会計基準公表後

### 1. 実務の動向

ワールドコムではSFAS2に従い即時費用化すべき研究開発費を資産化していたといわれるが（藤田 [2002], 100頁）、このような例外を除けばSFAS2に従って研究開発費は即時費用化されたことで実務は統一されたといえる。

さてSFAS2公表以降、SFAS2の適否を問う実証研究が盛んとなる。例えば、SFAS2が即時費用化支持の根拠の1つとしたJohnson [1967]の実証研究上の問題を改良してJohnson [1976]

が公表された。この論文の中で、改良前は即時費用化が最も利益との相関関係を有すると結論付けていたが、改良後はこの結論を破棄した。それゆえ、公表後早々に根拠の1つを喪失する格好となった。

さらに、研究開発活動が将来の経済的便益を流入させる可能性が高いかを明らかにする実証研究が行われるようになる。なお、以下は西村 [2001] および拙稿 [2004b] を参照としている。

上記の実証研究については特にマイクロ経済学の分野において、Griliches [1980] を嚆矢として研究が進展した（西村 [2001], 135頁）。この論文の中で、1957年～1965年の製造業883社の研究開発投資の収益率の実証研究を行ったところ、一部の業種<sup>22)</sup>での収益率の高さが証明された。これにより、研究開発活動が将来の経済的便益を流入させる可能性が高いことが明らかとなったといえよう。さらに、年率15%の定率償却を採用するなどの改良を行い、1966年～1977年の製造業911社を調査したGriliches [1986] でも同様の結果が示された。加えて、これを基礎として償却方法の改良を行い、1975年～1981年の研究開発型産業を調査したLev = Sougiannis [1996] でも同様の結果が示された。

このように、実務では研究開発活動から将来の経済的便益を獲得できないとする即時費用化によって研究開発費は会計処理されているが、実証研究を見る限り研究開発活動が将来の経済的便益を流入させる可能性が高いことが一部の

図表7 会計基準公表後の概況

支出の実態 (実証研究)	会計監督当局 の対応	残された 課題
将来の経済的 便益を流入 させる可能性 が高い	資産負債中心観へ転換 「研究開発活動が将来の経 済的便益をもたらすなら 資産と看做す」	・実証結果を支持して一 部資産化が妥当か ・即時費用化が妥当か ⇒見解は不一致

産業において示された。

らすなら……そのような将来の経済的便益は資産と看做される。」(Ibid., par.176)

## 2. FASBの動向

FASBは1980年に財務会計概念報告書第3号(Statements of Financial Accounting Concepts No.3: SFAC3)において(1985年のSFAC6により改定),収益費用中心観から資産負債中心観(asset/liability view)へと転換を図った。この転換は,研究開発費会計に如何なる影響を与えるものであろうか。

ここで, SFAC6によると資産負債中心観における資産とは次の特徴を有する。

「資産とは,過去の取引または事象の結果として,ある特定の实体により取得または支配されている,将来の経済的便益を流入させる可能性の高いものである。」(FASB [1985], par.25)

すなわち資産の要件とは,①過去の取引・事象の結果として,ある特定の实体に取得・支配されていること,②将来の経済的便益を流入させる可能性が高いことである<sup>23)</sup>。①はSFAS2で規定する研究開発費には該当するので,②が研究開発費の資産の要件を問う場合の鍵となる。これはSFAC6の次の記述からも明らかである。

「仮に研究開発活動……が,ある実体の将来の経済的便益の取得あるいは増加をもた

すなわち,仮に研究開発活動が将来の経済的便益をもたらす可能性が高ければ,研究開発費は資産と看做されることを指摘している。それゆえ,前節での結果すなわち実証研究を見る限り研究開発活動が将来の経済的便益を流入させる可能性が高いという証明に鑑みれば,FASBは自らの見解に従って研究開発費の資産の要件の設定を試みるべきであろう。

しかし,筆者のこのような見解と相反する見解が存在する。その見解の1つとしてMiller *et al.* ([1994], p.117)を挙げるができるが,次のように述べている。

「概念報告書以前にSFAS2が公表されたのにもかかわらず,資産として疑義のあるものを資産化するかわりに費用として認識する点で概念フレームワークと一致する。」

すなわち,研究開発費を即時費用化することがSFAC6の内容と一致するとの見解を採っている。

## 3. 小括(図表7)

会計基準公表以降,研究開発費の多くの実証研究が行われ,その結果は概ね,一部の産業において研究開発費は将来の経済的便益を流入さ

図表8 解決された問題と未解決な問題

～1899年	研究開発費会計に関して論及する文献が全くない	
	解決された問題	未解決な問題
1900年～ 1930年代前半	重要性の乏しい研究開発費 ⇒ 会計基準作成上問題なし	重要性の高い研究開発費 ⇒ 検討の範囲外
1930年代後半 ～1950年代	(実務上) 循環的発生研究開発費 ⇒ 全額即時費用化	大会社の費用化vs.小会社の資産化 ⇒ 無制限な償却の自由裁量
1960年代 ～ARS14		
現 行 の 会 計 基 準	(実務上) 循環的発生研究開発費 ⇒ 全額即時費用化	大会社の即時費用化のみを強制 ⇒ 処理の適否を問う基礎がない
会 計 基 準 公 表 後	会計政策決定過程において問題なし	研究開発費がSFAC6の資産の要件 を満たすか否かの見解は不一致

せる可能性が高いというものであった。

他方でFASBは利益観を資産負債中心観へと転換したが、この転換が実証研究の結果を支持して一部資産化を妥当とするのか、転換した後も全額即時費用化が妥当なのかという問題への解答は一致せず、今後の課題となる。

## VII おわりに

本稿では、今後予想される会計監督当局による会計政策の決定過程のなかで、何が既に解決されて、何を解決していく必要があるかについて、特に実務の観点から検討することを目的として議論してきた。そして、そこから得られた結論は次の通りである。

まず、既に解決された問題は次の通りである。  
①研究開発の重要性が乏しい場合は、監査人の判断に委ねるのみで、会計基準作成上何も問題がないこと、②継続的研究に要する支出のように循環的に発生する研究開発費については、実務の実践上の観点を考慮して即時費用化しても問題がないことが既に解決された問題である。他方で、ここで解決されなかった問題が未解決となる。すなわち、研究開発の重要性が高い大

規模な研究開発費の会計処理については、実務において共通の理解が獲得されていない点から、特定の会計処理の選好は問題となる。また今後の会計政策の課題とは、資産負債中心観に照らせば全額即時費用化が妥当であるのかという問題への解答を一致させることである。なお、これらについては図表8に整理している。

このように、今後会計監督当局が解決していく必要性のある問題に関しての結論を得た。これらの結論が、今後の会計政策決定のための基礎資料の1つとなればこのうえない。しかしながら、次のような筆者の研究上の問題が依然として残されている。すなわち、研究開発活動が将来の経済的便益をもたらす可能性が高いとする最近の実証研究は一部の産業における結論であり、産業ごとに基準化することはFASB ([1974], par.24) がいうように困難なため、一部の産業での結論を全産業に共通するものとして捕捉してよいか問題となることなどである。そこで、今後の研究により解決を図りたい。

## 注

- 1) G4+1による調和化検討, 国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board) との収斂化検討などを挙げることができる。
- 2) Gellein=Newman ([1973], p.10) ではこれらの会社に加え, Westinghouse・Corning Glass・Eastman Kodak・U. S. Rubberを組織化された研究所を創設した例としてあげている。
- 3) *Ibid.*, pp.10-11参照。
- 4) *Ibid.*, p.11。
- 5) *Federal Reserve Bulletin* [1917], pp.277-278。
- 6) この規定は, 後の世界恐慌の余波が及ぶまで, 実質的に改定されることがないまま機能し続けた (Previts=Merino [1979], 邦訳, 217頁)。
- 7) 拙稿 [2004a], 81頁参照。
- 8) 87社が発生時の費用として認識している一方で, 10社が繰延資産として認識していることが明らかとなった (Gellein=Newman [1973], p.15)。
- 9) この理由は先行研究による限り, 税務上の恩恵 (節税効果) 獲得にある (例えば, Keller [1957], p.241; Coleman [1970], pp.590-591など)。この理由は, 本稿が米国の考察に限定しているとはいえ, 米国のみに限定されるものではない。例えばフランスでも, 同様の理由によることが示されている (例えば, Richard [2004], slide.44)。
- 10) Miller *et al.* [1994], p.54。なお, 原文において1934年にCAPが設立したとあるが, 1938年の誤植である。
- 11) Gellein=Newman [1973], pp.4-5, 78。なお, 回答企業数は, それぞれ300社中209社, 100社中36社である (*Ibid.*, p.5)。
- 12) 開業準備前の会社とは, FASB ([1975b], pars.8-9) によれば「ほとんどすべての企業努力を研究開発活動などの確立に注いでおり, 形式・実質を問わず計画された主たる営業活動が開始されていない会社」である。
- 13) 詳しくは, Horwitz=Kolodny ([1982], p.164) を参照のこと。
- 14) 条件からは152社抽出されたが, その約1/3の50社をランダムに抽出した (*Ibid.*)。
- 15) ビッグ・バス (Big Bath) とは, 貸借対照表浄化のため企業の事業再構築と関連付けて巨額の費用を計上することである (Levitt [1998])。
- 16) 代替的新製品のために, 数々のアイデアを継続的に企業へ提供するための研究開発活動をいう (Gellein=Newman [1973], p.43)。
- 17) 実験室から商業生産への移転を通じて, 新製品のために1つのアイデアを実行しようとする研究開発活動をいう (*Ibid.*, p.44)。
- 18) 重要な開発プロジェクトを行うために独立し, 組織化された部門をいう (*Ibid.*)。
- 19) 新製品開発部門は重要な開発プロジェクトと組織の相違を除けば同質であることから後者のみを検討対象とし, 開業準備前の会社は継続企業 (going concern) の仮定から外れるということで検討対象から排除されている。詳しくは*Ibid.*, pp.46-50を参照のこと。
- 20) 規準とは以下の通りである (*Ibid.*, pp.70-71)。
  - ①製品・製造工程のための重要な開発プロジェクトが明確に定められていること。
  - ②経営者が正式にプロジェクトを承認していること。
  - ③開発する製品・製造工程の技術的実行可能性が確立しており, またそれを立証できること。
  - ④製品・製造工程の開発・製造・販売・使用についてのスケジュールを達成するという, 合理的な蓋然性が立証できること。
  - ⑤将来収益の見積額と発生時期が合理的に決定できること。
  - ⑥経営者が計画を評価・承認した後に, 発生した支出のみを繰り越すこと。
  - ⑦将来の特定期間・契約に合理的に配分できる開発費のみを繰延すること。
  - ⑧定期的に計画を評価し, 予想収益を超過する支出の償却方法を設定していること。
- 21) 実際に, FASBが最初に公表したDMは研究開発費会計についてであった (Miller *et al.* [1994], p.117)。
- 22) 化学・石油精製工業, 金属・機械工業, 航空機工業がその例である。
- 23) IASC ([1989], pars.49, 89) のように測定の信頼性という要件も付加する場合もあるが, 測定の信頼性は理想的なものとして広く認知されているものの, 多くは実行が不可能とされていることなどの指摘があることから (Klammer=Brock [1975], p.19), 本稿では資産の要件から排除して議論している。

## 参考文献

- Accounting Principles Board [1970a], *APB Opinion No.17, Intangible Assets*, American Institute of Certified Public Accountants.
- Accounting Principles Board [1970b], *Statement of the Accounting Principles Board No.4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Finan-*

- cial Statements of Business Enterprises*, American Institute of Certified Public Accountants. (川口順一訳 [1973]『アメリカ公認会計士協会—企業会計原則』同文館)
- Bierman, H. Jr., and R. E. Dukes [1975], "Accounting for research and development costs," *The Journal of Accountancy*, Vol.139, No.4.
- Blair, M. M. and S. M. H. Wallman [2001], *Unseen Wealth : Report of the Brookings Task Force on Intangibles*, The Brookings Institution.
- Coleman, A. R. [1970], *Financial Accounting : A General Management Approach*, John Wiley & Sons, Inc.
- Committee on Accounting Procedure [1944], *Accounting Research Bulletin No.24, Accounting for Intangible Assets*, CAP.
- Financial Accounting Standards Board [1974], *Statement of Financial Accounting Standards No.2, Accounting for Research and Development Costs*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board [1975a], *FASB Interpretation No.5, Applicability of FASB Statement No.2 to Development Stage Enterprises : an interpretation of FASB Statement No.2*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board [1975b], *Statement of Financial Accounting Standards No.7, Accounting and Reporting by Development Stage Enterprises*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board [1985], *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements : a replacement of FASB Concepts Statement No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, FASB.
- 藤田敬司[2002]「わが国の知的財産会計の現状と国際的動向—『知的財産取引所』が必要—」, 本山美彦他『知的財産会計制度の重要ポイント』東京教育情報センター。
- Gellein, O. S. and M. S. Newman [1973], *Accounting Research Study No.14, Accounting for Research and Development Expenditures*, American Institute of Certified Public Accountants.
- Griliches, Z. [1980], "Returns to Research and Development Expenditures in the Private Sector," Edited by Kendrick, J. W. and B. N. Vaccara, *New Development in Productivity Measurement and Analysis*, The University of Chicago Press.
- Griliches, Z. [1986], "Productivity, R&D, and Basic Research at the Firm Level in the 1970's," *The American Economic Review*, Vol.76, No.1.
- Hatfield, H. R. [1909], *Modern Accounting : Its principles and some of its problems*, D. Appleton and Company.
- Horwitz, B. and R. Kolodny [1982], *Contemporary Studies in Economic and Financial Analysis Volume 36, Financial Reporting Rules and Corporate Decisions : A Study of Public Policy*, JAI Press Inc.
- International Accounting Standards Committee [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement*, IASC.
- 伊藤邦雄 [2003]『ゼミナール現代会計入門 [4版]』日本経済新聞社。
- Johnson, O. [1967], "A Consequential Approach to Accounting for R&D," *Journal of Accounting Research*, Vol.5, No.2.
- Johnson, O. [1976], "Contra-Equity Accounting for R&D," *The Accounting Review*, Vol.51, No.4.
- 加藤盛弘[1994]『一般に認められた会計原則』森山書店。
- Keller, I. W. [1957], *Management Accounting for Profit Control*, McGraw-Hill Book Company, Inc.
- Klammer, T. P. and H. Brock [1975], "Resolving Accounting Issues Without a Conceptual Framework," *The CPA*, Vol.45, No.8.
- Lev, B. and T. Sougiannis [1996], "The Capitalization, Amortization, and Value-Relevance of R&D," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.21, No. 1.
- Levitt, C. A. [1998], "The 'Numbers Game'," NYU Center for Law and Business.  
(<http://www.sec.gov/news/speech/speecharchive/1998/spch220.txt>)
- Miller, P. B. W., R. J. Redding and P. R. Bahnson [1994], *The FASB : The People, The Process, and the Politics*, 3rd ed., Richard D. Irwin, Inc.
- 宮原裕一 [2004a]「研究開発費の資産性に関する一考察—利益観からのアプローチ—」『経済論究』(九州大学大学院経済学会) 第118号。
- 宮原裕一 [2004b]「研究開発費会計における認識の検討」(九州経済学会第54回大会で行った報告用ペーパー)
- 宮原裕一 [2005]「理論的見地からみる研究開発支出の会

- 計処理—AAAの報告書を通じて—』『経済論究』(九州大学大学院経済学会) 第121号。
- National Association of Cost Accountants [1939], “Present-Day Practice in Accounting for Research and Development Costs,” *N.A.C.A. Bulletin, Section 3*, Vol.20, No.13.
- National Association of Cost Accountants [1955], “Research Series No.29, Accounting for Research and Development Costs,” *N.A.C.A. Bulletin, Section 3*, Vol.36, No.10.
- 西村優子 [2001] 『研究開発戦略の会計情報』白桃書房。
- 小野武美 [1988] 「研究開発費会計基準の画一化とロビイング企業の階層分化」『オイコノミカ』第25巻第1号。
- 大塚成男 [2004] 「研究開発費の会計」, 日本会計研究学会特別委員会『無形資産会計・報告の課題と展望—中間報告』日本会計研究学会。
- Orton, B. B. and R. D. Bradish [1969], “The Treatment and Disclosure of Research and Development Expenditures,” *Management Accounting*, Vol.51, No.1.
- Paton, W. A. and R. A. Stevenson [1917], *Principles of Accounting*, The Ann Arbor Press.
- Previts, G. J. and B. D. Merino [1979], *A History of Accounting in America*, John Wiley & Sons, Inc. (大野功一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳 [1983] 『アメリカ会計史』同文館)
- Richard, J. [2004], “Towards a Third Stage of the French Accounting Capitalism?” 3rd version. (2004年12月に九州大学大学院経済学府で行われた講演用ペーパー)
- Sanders, T. H. [1945], “Accounting Principles—American and British,” *The Journal of Accountancy*, Vol.79, No.2.
- 八重倉孝 [2004] 「研究開発投資の費用配分と将来業績の関係性」, 日本会計研究学会特別委員会『無形資産会計・報告の課題と展望—中間報告』日本会計研究学会。

*Federal Reserve Bulletin*

“Uniform Accounts,” Vol.3, No.4, 1917.